

再生資源集団回収報償金交付要綱

平成 25 年 8 月 20 日制定
枚方市要綱 第 72 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、集団回収を自主的に実施している団体に対し、再生資源集団回収報償金（以下「報償金」という。）を交付することにより、ごみの減量及び資源の有効利用並びにごみ問題の意識向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「集団回収」とは、団体が家庭から排出される再利用可能な次に掲げる資源の全部又は一部の回収（第 3 号に掲げる資源のみを対象とする回収を除く。）をし、これを回収業者に適正な価格で引き渡すことをいう。

- (1) 新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パックその他再利用可能な紙類
- (2) 古布類
- (3) アルミ缶

2 この要綱において「回収業者」とは、前項各号に掲げる資源（以下「対象品目」という。）を再利用し、又は再利用することを業とする者に引き渡すためにこれを引き取ることを業とする者をいう。

3 この要綱において「上半期」とは、1月から6月までの期間をいう。

4 この要綱において「下半期」とは、7月から12月までの期間をいう。

(交付の要件等)

第 3 条 報償金は、集団回収を半期（上半期又は下半期をいう。以下同じ。）において定期的に 3 回以上実施している団体に交付する。

2 報償金は、第 5 条第 3 項の登録を受けた日の属する半期以後に実施した集団回収について交付する。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 項の規定にかかわらず、報償金を交付することがある。

- (1) 半期の途中に集団回収を実施しなくなった場合において、当該半期の集団回収の回数が 3 回に満たないとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に認めるとき。

4 1月に実施すべき集団回収を回収業者の都合により前年の12月に実施した場合における当該集団回収は、この要綱の規定の適用については、当該1月に実施した集団回収とみなすことがある。

(報償金の額)

第 4 条 報償金の額は、対象品目の回収量に、1キログラムにつき4円を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(登録等)

第5条 報償金の交付を受けようとする団体は、あらかじめ、再生資源集団回収登録申込書を市長に提出して、その登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けることができる団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

(1) 市内に居住する者で構成する団体で営利を図ることを目的としないもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認める団体

3 市長は、第1項の規定による申込書の提出があった場合は、その適否を審査し、適当と認めたときは、登録を行うものとする。

4 市長は、前項の規定により登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことがある。

(1) 第2項に規定する要件を欠くに至ったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により登録を受けたとき。

(3) 次条の規定による申込みを1年以上行っていないとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が適当でないとして認めたとき。

(報償金の交付の申込み)

第6条 登録団体は、報償金の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める月に再生資源集団回収報償金交付申込書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、翌年の3月までの間において市長が定める日までに提出することができる。

(1) 上半期 当該年の7月

(2) 下半期 翌年の1月

2 前項の申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 当該登録団体から対象品目の引渡しを受けた旨、当該引渡しの年月日及び当該対象品目の種別が記載された回収業者の発行する書面

(2) 市長が適当と認める方法により計量された対象品目ごとの重量を証する書面

(報償金の交付)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申込書の提出があった場合は、その適否を審査し、適当と認めたときは、当該登録団体に対し、速やかに、報償金を交付するものとする。

2 報償金の交付は、口座振替の方法による。

(実地調査等)

第8条 市長は、報償金に係る予算の執行の適正を期するため、報償金の交付を受けた登録団体に報告を求め、又は職員に実地に調査を行わせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問をさせることがある。

(報償金の返還)

第9条 市長は、報償金の交付を受けた登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、報償金の額に相当する額の全部又は一部を返還させることがある。

(1) 偽りその他不正な手段により報償金の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が適当でないと認めたとき。

(届出事項)

第10条 登録団体は、第5条第1項の申込書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかに、文書により市長に届け出なければならない。

(様式)

第11条 この要綱で使用する申込書等の様式は、別に定める。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 再生資源集団回収報償金交付要綱（平成18年枚方市要綱第5号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の日前に旧要綱の規定によりなされた申請、登録その他の行為は、この要綱の規定によりなされた申請、登録その他の行為とみなす。

附 則 [平成27年6月30日枚方市要綱第47号]

- 1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に、改正前の再生資源集団回収報償金交付要綱の規定によりなされた申請、登録その他の行為は、改正後の再生資源集団回収報償金交付要綱の相当規定によりなされた申込み、登録その他の行為とみなす。